

卒業予定者向け説明会

法政大学グローバル教育センター

本日の流れ

- 卒業後の進路
- 在留資格変更許可申請（就職／特定活動）
- 卒業後の在留資格「留学」と資格外活動許可
- 所属機関に関する届出
- 帰国準備

本日の流れ

- **卒業後の進路**
- 在留資格変更許可申請（就職／特定活動）
- 卒業後の在留資格「留学」と資格外活動許可
- 所属機関に関する届出
- 帰国準備

卒業後の進路は？

- 日本で就職
- 日本で就職活動を継続する
- 日本で進学（法政大学院・他大学）
- 帰国



本日の流れ

- 卒業後の進路
- **在留資格変更許可申請（就職／特定活動）**
- 卒業後の在留資格「留学」と資格外活動許可
- 所属機関に関する届出
- 帰国準備

就労を目的とした在留資格の種類

- 技術・人文知識・国際業務
- 経営・管理
- 法律・会計業務 など

審査には1～3か月かかります！
早めに申請しましょう！



どの在留資格に変更するのか、
就職先に確認しましょう。

必要書類（技術・人文知識・国際業務）

就職する機関により異なるため、まずはどのカテゴリーに分類されるのか就職先の方と確認しましょう。

カテゴリー1

- ①日本の証券取引所に上場している企業
- ②保険業を営む相互会社
- ③日本又は外国の国・地方公共団体
- ④独立行政法人
- ⑤特殊法人・認可法人
- ⑥日本の国・地方公共団体認可の公益法人
- ⑦法人税法別表第1に掲げる公共法人
- ⑧一定の条件を満たす中小企業*

カテゴリー2

前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収票合計表の源泉徴収税額が1,500万円以上ある団体・個人

カテゴリー3

前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表が提出された団体・個人（カテゴリー2を除く）

カテゴリー4

カテゴリー1～3のいずれにも該当しない団体・個人

必要書類（技術・人文知識・国際業務）

- 在留資格変更許可申請書及び写真

- 卒業証明書

就職先からの書類も必要になります。
就職先の方と確認しながら申請準備をしましょう。

- パスポート及び在留カード

- 4つのカテゴリーのいずれかに該当することを証明する文書

- その他

詳細は法務省HPをご確認ください。

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00093.html

必要書類（特定活動：本邦大学卒業生）

- 在留資格変更許可申請書及び写真
- パスポート及び在留カード
- 卒業証明書
- 雇用理由書
- 日本語能力を証明する文書
- 事業内容を明らかにする資料
- その他

就職先からの書類も必要になります。
就職先の方と確認しながら申請準備をしましょう。

詳細は法務省HPをご確認ください

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00208.html

在留資格「特定活動」

- 卒業前から**継続して**就職活動を行っていることが前提
- 6か月の在留期限
- 一度だけ更新可能（＝最長1年間）

一度母国に帰国し、卒業してしまうと、
特定活動ビザはとれません！
必ず帰国前に取得してください！



必要書類（特定活動）

- 在留資格変更許可申請書及び写真
- パスポート及び在留カード
- 在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書
- 卒業証明書
- 継続就職活動を行っていることを明らかにする書類
- 大学からの推薦状  次のスライドで詳しく

大学からの推薦状発行申請

- オンラインで申請を受け付けています。

<https://bit.ly/373DxL7>

申請内容を確認後、
大学から推薦状を郵送します。

品川の東京入管で申請してください！



グローバル教育センター > 就職活動のための在留資格「特定活動」の取得について / Procedures for the acquisition of "Designated Activities" status for job searching

2020.09.03

就職活動のための在留資格「特定活動」の取得について / Procedures for the acquisition of "Designated Activities" status for job searching



留学生（ただし研修生・研究生は除く）が卒業前から行っている就職活動を卒業後も続けるときは、在留資格「留学」から「特定活動」へ変更することで、最長1年間（「特定活動」6か月を1回まで更新可能）の滞在が可能となります。なお、この期間は申請により週28時間以内の資格外活動も可能です。

◇入国管理局への提出書類

進学する場合の在留資格

- 法政大学院へ進学

→引続きグローバル教育センターで所属機関用書類を発行。

- 他大学の上位課程に進学

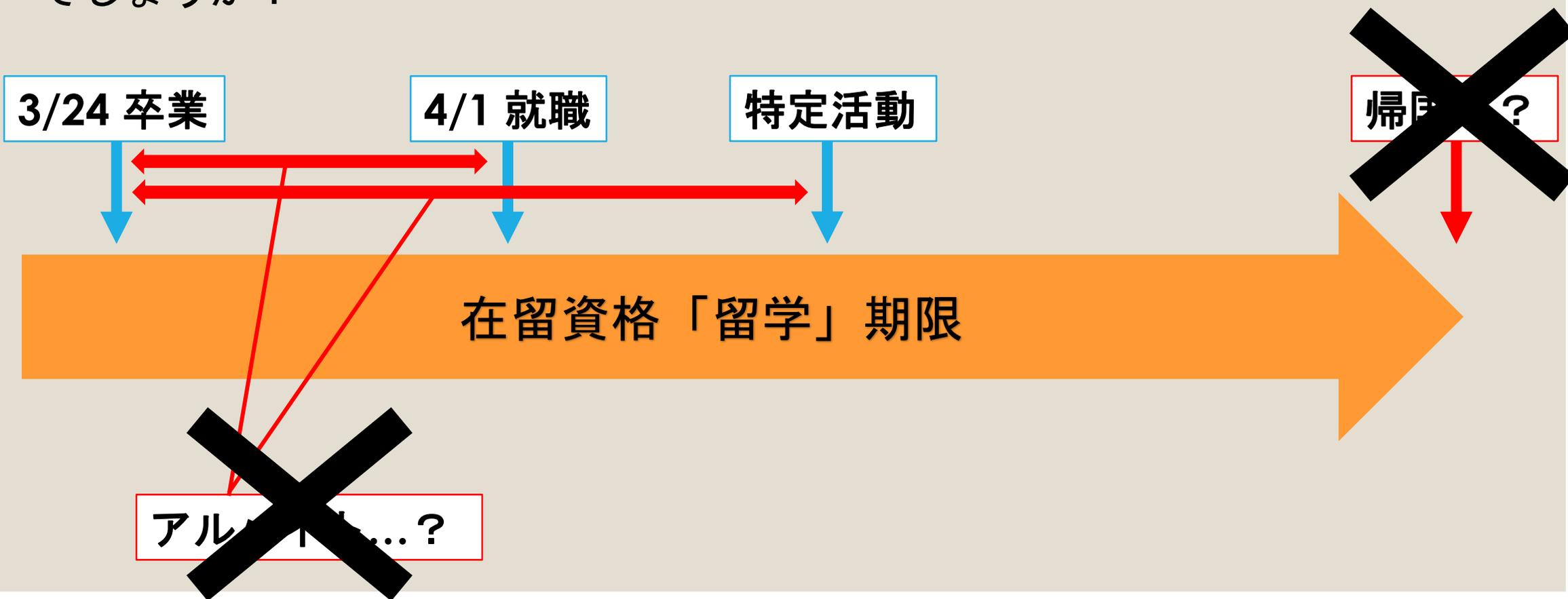
→進学先の大学で所属機関用書類を発行してもらう。



本日の流れ

- 卒業後の進路
- 在留資格変更許可申請（就職／特定活動）
- **卒業後の在留資格「留学」と資格外活動許可**
- 所属機関に関する届出
- 帰国準備

- Q1. 卒業後、仕事が始まるまでの間や在留資格「特定活動」がおこるまでの間、アルバイトはしていいのでしょうか？
- Q2. 卒業後、在留期限が残ってれば、期限が切れるまで日本に滞在していいのでしょうか？



卒業と同時に、在留資格「留学」と資格外活動許可も切れます！
卒業後はアルバイトはしてはいけません！

アルバイトをするなら、在留資格「特定活動」
及び資格外活動許可がおりてから！

3/24 卒業

4/1 就職

特定活動



在留資格「留学」期限

卒業後、一か月以内には帰国できるよう準備をしましょう！

本日の流れ

- 卒業後の進路
- 在留資格変更許可申請（就職／特定活動）
- 卒業後の在留資格「留学」と資格外活動許可
- 所属機関に関する届出**
- 帰国準備

入管への届出が必要です

- 活動期間からの離脱・移籍を報告する。
- 届出期間：上記の事由が生じた14日以内
- 届出者：本人
- 提出書類：届出書、在留カード（もしくはコピー）
- 届出方法：インターネット、窓口持参、郵送のいずれか

詳細は法務省HPをご確認ください。

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri10_00014.html

届出の種類

	離脱	移籍	離脱と移籍
就職	就労ビザへの変更申請をし、 新しい在留カードを入手できるのであれば届出は不要		
就職活動	●※1		
法政大学院へ進学	-	-	-
他大学へ進学※2	(●)	(●)	●
帰国	●		

本日の流れ

- 卒業後の進路
- 在留資格変更許可申請（就職／特定活動）
- 卒業後の在留資格「留学」と資格外活動許可
- 所属機関に関する届出
- 帰国準備**

住まいに関すること

- 退去予定日の1~2か月前には管理人さんや不動産会社に退去予定日を連絡する。
- 電気、ガス、水道、インターネットの解約手続きをし、料金を精算する。
- 部屋をよく掃除する。ごみは決められた曜日・場祖に捨てる。



市・区役所

- 市・区役所で国外転出届をする。
- 国民健康保険証を返却する。
- マイナンバー通知カードを返却する。
- 国民年金加入者は「脱退一時金」の手続きをする。



銀行・携帯電話

- 振込や引き落とし日程を確認の上、銀行口座を解約する。電話料金やクレジットカードの引き落としがある場合は絶対に解約しないこと。
- 携帯電話などの解約手続きをし、料金を精算する。



その他



- アルバイトをしている場合はアルバイト先に帰国日を伝え、やめる準備をする。
- 大学図書館から借りている本を返却する。
- 必要に応じて、成績証明書・卒業証明書などの申請をする。
- 出国する際、空港で必ず在留カードを返却する。



質問はグローバル教育センターまで

市ヶ谷キャンパス大内山校舎2階

TEL : 03-3264-5475 MAIL : GSO@HOSEI.AC.JP

OPEN : 9:00~11:30/12:30~17:00